

水痘(水ぼうそう)ワクチン

定期予防接種のご案内

接種の前に、このご案内をよくお読みいただき、母子健康手帳等で接種歴をご確認の上、お子さんの体調の良い時に必要回数の接種を受けてください。

1 対象者・接種方法

- (1) 接種対象者 次の2つの条件を満たす方
 ① 接種日時時点でさいたま市に住民登録のある方
 ② 接種日時時点で対象年齢の方
- (2) 対象年齢 1歳から3歳未満
- (3) 接種場所 さいたま市定期予防接種実施医療機関
 ※市内の実施医療機関以外で接種を希望される場合は、事前に各区役所保健センターへご相談ください
- (4) 接種費用 無料
- (5) 必要な物 水痘ワクチン予診票、母子健康手帳、健康保険証、子育て支援医療費受給資格証
- (6) 接種回数 2回
 ※2回目は、1回目から3か月以上の間隔をおいて接種
- (7) その他 既に水痘にかかったことがある方は、定期予防接種の接種対象外となります。

【標準的な接種スケジュール】

- 1回目：1歳～1歳3か月未満の間に1回接種
 2回目：1回目終了後、6か月～12か月の間隔をおいて1回接種

	1歳	2歳	3歳
無料で接種できる期間			
1回目	1回		
2回目		1回	

◆◆◆ 詳しくは、下記各区役所保健センターへお問い合わせください ◆◆◆

西 区保健センター	TEL 620-2700	FAX 620-2769	桜 区保健センター	TEL 856-6200	FAX 856-6279
北 区保健センター	TEL 669-6100	FAX 669-6169	浦和区保健センター	TEL 824-3971	FAX 825-7405
大宮区保健センター	TEL 646-3100	FAX 646-3169	南 区保健センター	TEL 844-7200	FAX 844-7279
見沼区保健センター	TEL 681-6100	FAX 681-6169	緑 区保健センター	TEL 712-1200	FAX 712-1279
中央区保健センター (2020年1月以降)	TEL 853-5251 TEL 840-6111	FAX 857-8529 FAX 840-6115	岩槻区保健センター	TEL 790-0222	FAX 790-0259

2 水痘の症状

水痘は「水ぼうそう」とも呼ばれ、水痘・帯状疱疹（すいとう・たいじょうほうしん）ウイルスの接触感染・飛沫（せきやくしゃみのシブキ）感染・空気感染によって感染します。ウイルスに感染後、無症状の時期（潜伏期間）は約 13 ～ 17 日続きます。その後症状が出始めます。最初は赤い発疹で始まり、その後水疱になり、かさぶたになります。発疹は痒みを伴います。数日間新しい発疹が出るため、同時に様々な段階の発疹（赤い発疹、水疱、かさぶた）が出ているのが特徴です。軽度の発熱を伴うこともあります。通常は、1 週間程度で多くの発疹がかさぶたになり、治ります。

合併症としては、痒みのため皮膚をひっかくことによる皮膚の細菌感染症や、まれに肺炎、気管支炎、肝炎、心膜炎、髄膜脳炎、血小板減少性紫斑病などがあります。特に免疫機能が低下している方がかかると、重症化しやすく命に関わることもあります。

小児より、成人してから水痘にかかったほうが重症となりやすく、また、妊娠 20 週までの妊婦が水痘にかかった場合、先天性水痘症候群（四肢低形成、脳皮質の委縮、脈絡網膜炎、小頭症など）の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

水痘は、数年前まで小児を中心に毎年 100 万人程度の患者発生があり、4,000 人程度が重症化あるいは合併症により入院し、20 人程度が死亡していると推定されていました。

なお、水痘が治った後も、ウイルスは知覚神経細胞に休眠状態で潜んでいます。高齢の方や過労、ストレスなどで免疫が弱まるとウイルスが活性化して、帯状疱疹を起こすことがあります。

3 水痘ワクチンの効果と副反応

水痘ワクチンは水痘・帯状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。このワクチンを接種すると、80%から 90%の方が免疫を獲得することができます。接種を受けた方のうち、約 20%は、後に水痘にかかることがありますが、かかっても軽くすむとされています。

水痘患者に接触した場合、3 日以内にワクチンを接種すれば発症を予防できるとされ、院内感染の防止にも使用されています。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応が起こることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

【水痘ワクチンの主な副反応】

主な副反応は、軽微な発熱・発疹および局所の発赤（赤み）・腫脹（はれ）です（約 7% に認められています）。その他、まれに接種直後から翌日にかけて、過敏反応（発疹、じんましん、紅斑、かゆみ、発熱等）が現れることがあります。

まれに生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）があります（100 万人接種当たり 1 人程度）。

4 予防接種による健康被害救済制度

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○給付の内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料となっており、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、予防接種を受けた医療機関へご相談ください。

【参考】 特別な事情により定期の予防接種の機会を逃した場合

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、または、臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと等の特別な事情があり、やむを得ず定期予防接種を受けることができなかった場合は、当該特別の事情がなくなってから2年間定期予防接種を行う機会が設けられます。

この制度の利用希望がある場合は、事前に各区役所保健センター等へご相談ください。

◆注 意 事 項

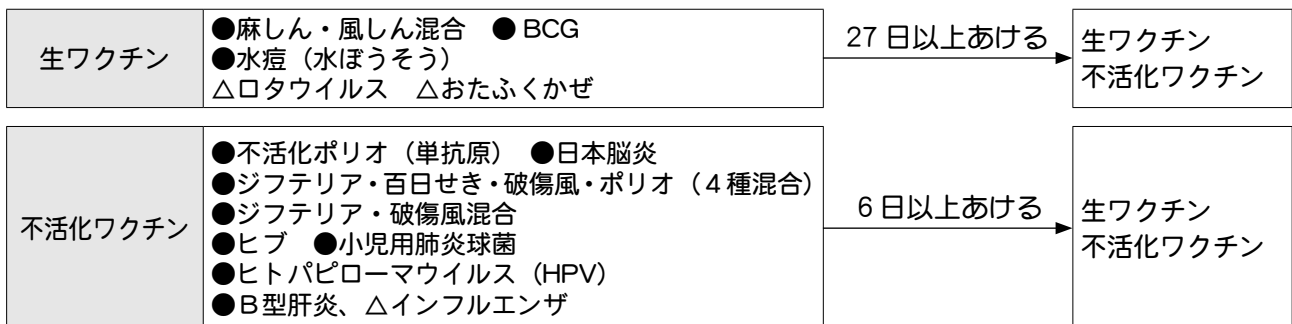
- ① 事前に医療機関へ予約を入れてください。この場合、診療時間内としてください。
- ② 場合によっては、医療機関で接種が行えないことがあります。事前に医療機関へ確認をしてください。
- ③ 接種当日は体調を確認し、平熱より高い・機嫌が悪い・風邪症状がある等の場合は延期をお勧めします。
 なお、以下の項目に該当する方もご注意ください。
 - ・ 4週間以内に他の予防接種を受けている。
 - ・ 生まれてから今までに特別な病気にかかり医師に診察を受けている。
 - ・ ひどいアレルギーがある。
 - ・ けいれんを起こしたことがある。
 - ・ 免疫不全の診断を受けている及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる。
 - ・ 病気が治癒してから2週間～1か月経過していない、もしくは潜伏期間と考えられる場合は接種を見合わせる場合があります。
 [例] ○突発性発疹 ○手足口病 ○伝染性紅斑(りんご病) ○水痘(水ぼうそう)
 ○麻しん(はしか) ○風しん(三日ばしか) ○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 等
 ・ 医師の診察及び投薬を受けている方は、接種可能か確認されることをお勧めします。
- ④ 医療機関へは「予診票」、「母子健康手帳」、「健康保険証」、「子育て支援医療費受給資格証」を必ず持参してください。
- ⑤ 接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。
- ⑥ 接種後、接種部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけ等の症状があれば医療機関で診察を受けましょう。
- ⑦ 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方が接種した場合、接種料金は原則自己負担となり接種後に接種医療機関に料金を支払っていただきます。

◆予防接種を受けることができない方

- 1 明らかに発熱のある方
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 3 その日に受ける予防接種によって、または予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー※を起こしたことのある方
 ※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- 4 その他、医師が不適当な状態と判断した場合
 ※上の1～3にあてはまらなくても、医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

◆他の予防接種との間隔

他の予防接種との間隔は下表のとおりです。同じワクチンを複数回接種する場合は、各ワクチンの接種間隔を守ってください。



●：定期予防接種(無料) △：任意予防接種(有料)